

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

80

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査について、地方公共団体の負担の少ない方法に見直しを求める。

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

総務省から毎年度照会がある「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」について、すでに 100%に達成している調査項目も回答を求められている。また、回答した調査票の内容について総務省でヒアリングが行われるが、電話やメールで回答できる内容である。
この必要のない調査項目とヒアリングを廃止し、地方公共団体の負担の少ない形で目的を達成できる調査方法へ見直しを求めるもの。

具体的な支障事例

【調査項目について】

調査の目的は業務改革を推進することであるが、既に民間委託や指定管理制度の導入が 100%となっている業務や施設についても毎年調査しており、不要な作業となっている。(例えば民間委託の実施状況は、全ての都道府県で 100%を達成している項目がほとんど(13 項目中 9 項目)であるが、毎年変わらず調査が行われている。)

【総務省でのヒアリングについて】

全国の都道府県、政令指定都市については、本調査回答後に総務省でヒアリングを行うが、その内容は電話やメールで回答できる程度であり、移動時間や日程決めの調整等の負担を考えると費用対効果は低いものとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調査項目の見直しやヒアリングの廃止により、地方公共団体の事務負担が軽減され、業務の効率化に寄与する。

根拠法令等

総務省通知(平成 27 年 8 月 28 日付総行経第 29 号「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」)

直近の照会(平成 29 年 4 月 28 日付総行経第 16 号、総行情第 29 号「地方行政サービス改革に関する取り組み状況等の調査について(照会)」)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、福島県、石岡市、埼玉県、綾瀬市、三条市、魚沼市、石川県、長野県、浜松市、愛知県、名古屋市、田

原市、八幡市、伊丹市、山口県、愛媛県、松山市、熊本市

○毎年度のように様式の訂正や補足説明が後追いで送られてくるため、その都度全部局に様式の差し替えを依頼せねばならず、事務効率が非常に悪い。

全都道府県と政令市職員の人件費と旅費という膨大なコストを掛けてまで行う必要があるものなのか、ぜひ御再考願いたい。具体的なヒアリング内容が当日にならないとわからないため、予め予測して資料等の準備はするものの、詳細な内容を聞かれても答えられない項目もでてくる。

○ヒアリング時期が市会会期中であり、役職者は議会对応のため出席は困難である場合が多く、係長級又は担当者がヒアリングに赴くこととなり、担当者同士の電話回答と同様の内容を回答することとなる。

○「前年度導入率」及び「類似団体の前年度導入率」の項目については、総務省ホームページを見て各団体が数字を入力する手順であるが、既に昨年度中に総務省に提出したデータであり、調査を受けた各団体が再度入力する必要があるのか疑問である。

○特に指定管理者の実施状況の項目について、現在自治体では既存施設の有効活用という観点から施設の集約化、複合化が進められており、1つの項目に当てはまらない施設が出てきているほか、項目そのものの基準も通知では示されておらず不明確である。（「産業情報提供施設」や「大規模公園」等）そのため、調査結果自体について全国及び自治体間で比較する材料としては正確性に欠けるのではと懸念される。

各府省からの第1次回答

実施率が100%に達している調査項目については、数年おきに調査や廃止とすることも含め、調査項目の縮小を検討する。また、自治体の負担にならないように、総務省側で入力可能なものは入力した上で、照会できるように調査表の精査をする。

ヒアリングについては、自治体の生の声を聞くことができる貴重な機会であり、総務省からも自治体が活用できる情報通信分野の先進的な取組を紹介する場として重要なため今後も継続して実施することを考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【調査項目について】

調査項目の縮小については、御回答いただいたとおり検討していただきたい。

また、調査項目の見直しについては支障事例に挙げたように「指定管理者制度等の導入状況」における各施設の定義や基準等について明確にしていだくよう検討いただきたい。

【ヒアリングについて】

地方公共団体の負担を鑑みると、現在実施している調査結果に基づく県及び市町村の状況確認であれば、対面で意見を聞くのではなく電話や電子メールで足りると考える。

また、総務省から自治体へ情報提供できるという点も、調査・照会システムを使った電子媒体での発信や書面での共有等で補うことができる。

以上のことから、自治体からの希望がある場合や対面での意見交換が必要と思われる場合など、ヒアリング対象自治体・担当者を絞った形での実施がよいのではないかと。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

○調査項目の検討については、今年度調査までの状況を踏まえて整理することとし、「指定管理者制度等の導入状況」における各施設の定義や基準等については、自治体により公の施設の捉え方によって異なるため、該当すると思われる項目へ回答をいただきたいが、難しい場合は、公の施設の利用実態が大きい項目に回答いただき、判断に迷う場合は特記事項として記載できる回答欄を設ける等、柔軟な回答様式に改めることとした。

○ヒアリングについては、今年度からスカイプを用いたテレビ会議方式を一部の希望自治体で実施したところであり、今後もスカイプを活用したヒアリングを拡大していくこととする。また、自治体からの希望がある場合や対面での意見交換が必要と思われる場合など、ヒアリング対象自治体・担当者を絞った形での実施ができるかを含めて来年度のヒアリング実施体制を見直す予定としている。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【総務省】

(18) 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査

地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングは単なる調査票の確認ではなく意見交換を重視したものとするとともに、負担軽減のためWEB会議方式の導入等を行う方向で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。